

## 7 入居基準額及び控除額の計算方法

年間収入金額から計算する場合は次の A から

課税年金額から計算する場合は C から

年間所得金額から計算する場合は D から

計算してください。

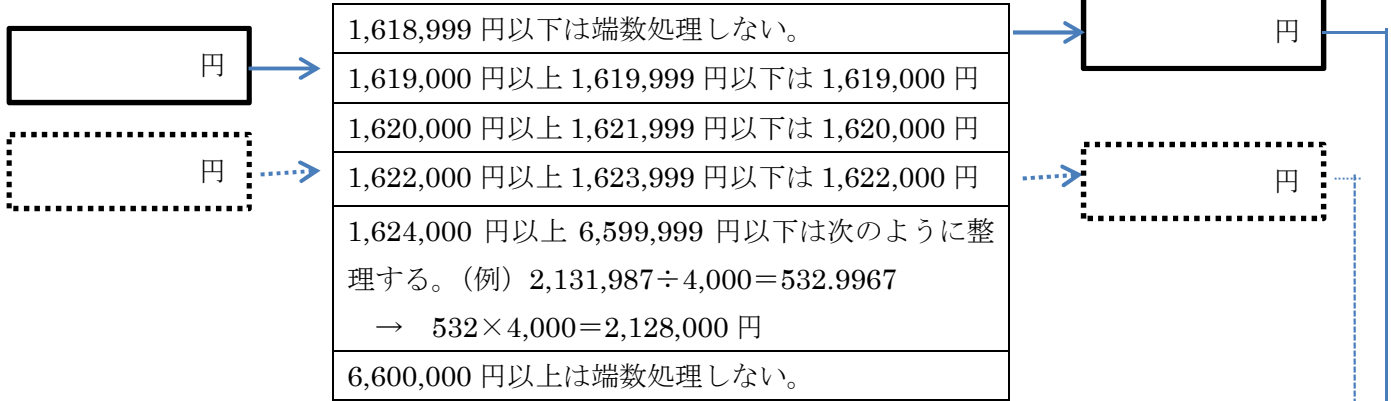
は、収入のある方が 2 人以上の場合において、2 人目の方 について使用してください。

なお、3 人目以降の方も同様に計算してください。

### A 年間収入金額の端数整理

年間収入金額

端数処理をする。



### B 年間総所得金額の計算方法

年間収入金額の区分	年間総所得金額 (円)	年間総所得金額
65 万 999 円以下	0	円
65 万 1 千円以上 162 万 8 千円未満	端数整理後の年間収入金額 - 650,000	円
162 万 8 千円以上 180 万円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.6	
180 万円以上 360 万円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.7 - 180,000	円
360 万円以上 660 万円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.8 - 540,000	
660 万円以上 1,000 万円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.9 - 1,200,000	

### C 課税年金収入から年間総所得金額の計算方法 ※受給者の年齢区分はその年の 12 月 31 日の年齢によります。

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額	年間総所得金額
65 歳以上	120 万円以下	0	
	120 万 1 円以上 330 万円未満	年金額 - 1,200,000	円
	330 万円以上 410 万円未満	年金額 × 0.75 - 375,000	
	410 万円以上 770 万円未満	年金額 × 0.85 - 785,000	円
65 歳未満	70 万円以下	0	
	70 万 1 円以上 130 万円未満	年金額 - 700,000	
	130 万円以上 410 万円未満	年金額 × 0.75 - 375,000	
	410 万円以上 770 万円未満	年金額 × 0.85 - 785,000	

### D 年間総所得金額の合計方法



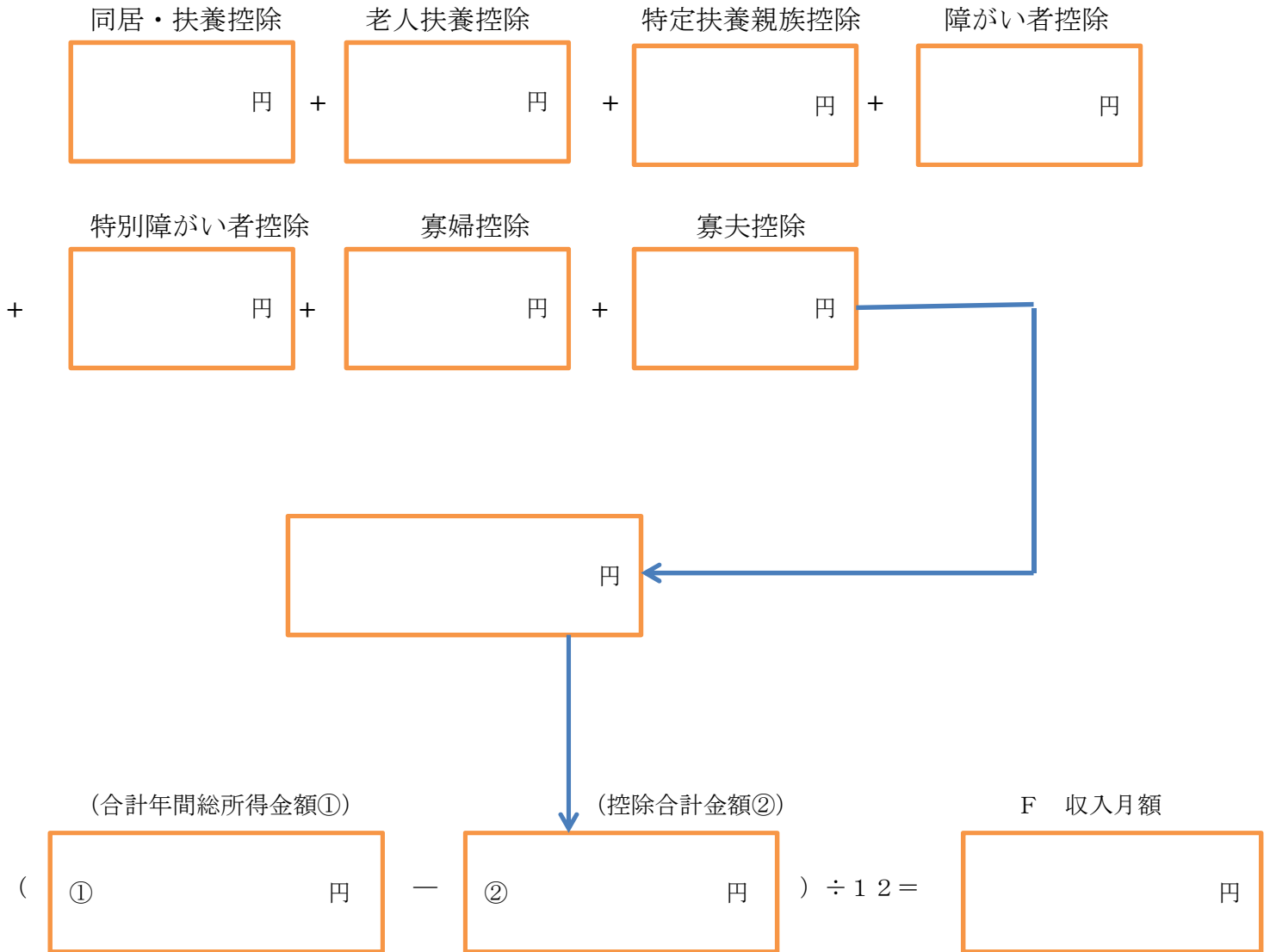
給与所得者

給与所得者にあつては、上記の A 及び B、C によらず、源泉徴収票の所得控除の欄の額です。

E 控除金額の計算方法

控除種別		控除対象者	控除金額
一般控除	同居・扶養控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている方	380,000 円 × 人 = 円
	老人扶養親族	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方（扶養親族には控除対象配偶者も含む）がいる場合	100,000 円 × 人 = 円
特別控除	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円 × 人 = 円
	障がい者控除	<p>申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち</p> <p>ア 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方</p> <p>イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で 2、3 級の方</p> <p>ウ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で 3～6 級の方</p> <p>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方</p> <p>オ 年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方</p>	270,000 円 × 人 = 円
	特別障がい者控除	<p>申込者本人、同居者親族及び同居しない扶養親族のうち</p> <p>ア 心身喪失の状況にある方</p> <p>イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1 級の方</p> <p>ウ 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された方</p> <p>エ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で 1 級・2 級の方</p> <p>オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方</p> <p>カ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方</p> <p>キ 年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方</p> <p>ク 常に就床を要し複雑な介護を要する方</p>	400,000 円 × 人 = 円
	寡婦控除	<p>所得者本人で</p> <p>ア 夫と死別してから婚姻していない方で扶養親族のいる方</p> <p>イ 離婚してから離婚していない方で扶養親族のいる方</p> <p>ウ 夫の生死が不明な方で扶養親族がいる方</p> <p>エ 夫と死別してから婚姻していない方で所得が 500 万円以下の方</p> <p>オ 夫の生死が不明な方で所得が 500 万円以下の方</p> <p>カ 非婚の母で扶養親族がいる方</p>	<p>270,000 円 × 人 = 円</p> <p>〔 所得額が 27 万円未満の場合は当該所得額 〕</p>
	寡夫控除	<p>所得者本人で次の要件すべてに当てはまる方</p> <p>(1) 合計所得金額が 500 万円以下であること。</p> <p>(2) 妻と死別し、若しくは離婚してから結婚をしていないこと又は妻の生死が明らかでない方、或いは非婚の父</p> <p>(3) 生計を一にする親族である子供がいること。</p>	<p>270,000 円</p> <p>〔 所得額が 27 万円未満の場合は当該所得額 〕</p>

F 収入月額の計算方法



G 収入月額の計算について

窓口でも収入月額の計算をいたします。

なお、収入月額の基礎になるすべての書類を持参ください。

詳しいことは、担当課までお問い合わせしてください。